

## 国民健康保険の加入者の皆さんへ

住民課 325～327

### ■保険料賦課額通知書を送付しました

平成22年度の国民健康保険料賦課額通知書を6月中旬に送付しました。国民健康保険料は、原則として6月から翌年3月までの10回払いです。納期限までに納付をお願いします。

### ■国民健康保険料の減免について

国の法律改正により、平成22年4月1日から、会社の倒産や雇い止めなどにより、平成21年3月31日以降に離職した方を対象とした保険料軽減制度が始まりました。手続きにはハローワークが発行する「雇用保険受給資格者証」が必要です。

また、震災や火災などにより著しく被害を受けた世帯、盗難により重大な損害を受けた世帯、生活保護基準に準ずる収入の世帯で収入に対する医療費の占める割合が一定以上の世帯、また生活保護基準に準ずる収入の世帯で失業、事業不振などの理由により、推計収入金額が前年収入金額に対し一定割合以上減少する世帯について、定められた要件を満たすと保険料が減免される場合があります。詳しくは、住民課までお問い合わせください。

### ■国民健康保険高齢受給者証(紫色)の更新について

70歳から74歳の方が対象で、毎年更新されます。平成21年の所得に基づいた新しい受給者証を、7月中旬に郵送しますので、古い受給者証はご自身で破棄してください。

なお、自己負担割合については、平成23年3月31日までは3割または1割のいずれかです。ただし、自己負担割合が1割の方の受給者証の表示は、「2割(平成23年3月31日までは1割)」となりますのでご注意ください。

### ■限度額認定証などの更新について

高額療養費の限度額認定証、食事療養費減額認定証をお持ちの方は更新手続きが必要です。保険証と印鑑をお持ちになり、住民課で手続きをしてください。ただし、特定疾病受給者証をお持ちの方には、所得判定後に新しい受給者証を郵送します。



## 神奈川県在宅重度障害者等手当が変わります

福祉課 内線311・312

### ■支給の対象者

8月1日現在、6か月以上継続して県内にお住まいの方で、次の①または②のいずれかに該当する在宅の方

①	身体障がい	身体障害者手帳の1級または2級	2つ以上該当する方	支給額(年額6万円)
	知的障がい	療育手帳のA1またはA2相当の判定(B1や知能指数50以下と判定された方で、身体障害者手帳の1～3級を交付された方を含む。)		
	精神障がい	精神障害者保健福祉手帳1級		
②	特別障害者手当または障害児福祉手当を受給されている方			

※年齢や所得による制限がありますので、詳しくは福祉課までお問い合わせください。

※平成21年度に手当を受給していた方で、新しい制度では対象外となる在宅の方に対しては、特例手当(平成22・23年度)が支給されます。

### ■申請方法

8月2日(月)～9月10日(金)(土・日を除く)の間に福祉課窓口で申請手続きを行ってください。

## 長寿(後期高齢者)医療の加入者の皆さんへ

住民課 内線325～327

平成22年度後期高齢者医療保険料額の決定通知書は、7月中旬の発送を予定していますので、もうしばらくお待ちください。

また、神奈川県後期高齢者医療広域連合により、平成22年度の後期高齢者医療保険料の料率が次のとおり改定されました。

- 均等割 39,260円(600円の引き下げ)
- 所得割 7.42%(0.03%の引き下げ)

## 児童扶養手当の制度が変わります

福祉課 内線316

児童扶養手当は、主に母子家庭の方に支給されていましたが、8月から父子家庭の方にも支給されることになりました。

手当の受給には所得制限などがあります。詳しくは、広報ゆがわら8月号にてお知らせします。